

仙台すくすくサポート事業利用前チェックリスト☑

仙台すくすくサポート事業へ入会される方に、特に知っておいていただきたい点をまとめたものになりますので、ご確認下さい。また、円滑な援助活動のため、ホームページで公開しております説明動画及び「活動の手引き」もご確認いただき、事業についてご理解いただきますようお願いいたします。

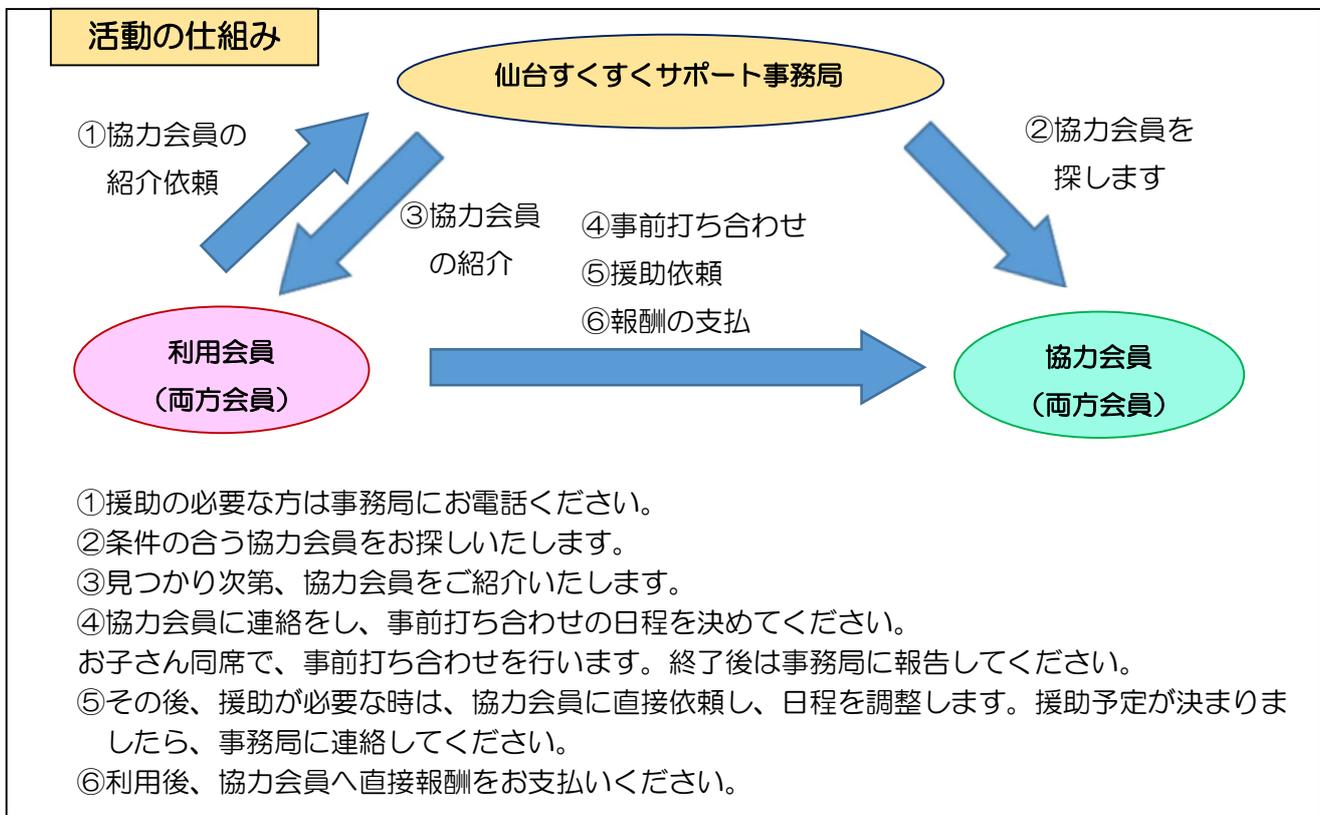
以下の事項を確認したらチェックを入れ、データ・もしくは印刷したものをご提出ください。

●仙台すくすくサポート事業の利用について

- 本事業は、地域住民の支え合いを基本とした子育て支援活動です。利用会員の希望する援助内容や援助時間等をもとに条件の合う協力会員をお探ししますので、**マッチングに至らない場合もございます**。あらかじめご了承の上でご参加ください。
- 登録にあたり、事務局で住民基本台帳により氏名・ご住所を確認させていただきますので、ご了承ください。申請内容と台帳上の住所が異なる場合、確認のご連絡をさせていただく場合がございます。

●援助活動の内容（手引き P2～5）

- 協力会員が利用会員のお子さんを一時的に預かります。
- 預かりは、協力会員の自宅での預かりが原則です。
- 援助の理由を問わず利用できますが、家事援助は行っておりません。
- 援助活動の時間は、原則として午前7時から午後8時までの間です。会員間で合意があれば、それ以外の時間帯の援助活動が可能ですが、宿泊を伴う援助活動はできません。
- 援助活動の利用にあたっては、協力会員のご紹介や事前打ち合わせ等の手続きが必要ですので、**利用希望日の2～3週間前までに事務局へのご連絡をお願いしています**。援助が必要になりましたら、余裕をもってご連絡ください。（下記の「活動の仕組み」も併せてご確認ください。）



●援助活動の報酬等（手引き P6～8）

- 1時間あたりの報酬額の基準は下記のとおりです。

月曜日～金曜日の午前7時～午後8時	700円/時間
上記以外の時間帯及び土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）	800円/時間

- 援助活動が始まってからの最初の 1 時間は、1 時間未満でも 1 時間分の報酬で計算します。その後の時間は 30 分毎の報酬計算（基準額の半額）となります。
- 援助依頼の取り消し、または変更の場合は下記のとおり取り消し料が発生します。利用の取り消し・変更が生じたら、速やかに協力会員にご連絡ください。

取り消し・変更を申し出た時点	取り消し料
利用予定の前日までに申し出た場合	無料
利用当日の利用予定時刻まで申し出た場合	利用予定時間の報酬額の半額
利用予定時刻までに申し出ず、利用しなかった場合	利用予定時間の報酬額の全額

●会員の心得について（手引き P9）

- 相手の会員から知りえた情報は、大切な個人情報です。SNS 等への掲載や、他者への口外は一切厳禁です。
- 援助活動を、政治・宗教・営利目的等、この事業の目的以外に利用することはできません。

●事前打ち合わせについて（手引き P10）

- 協力会員を紹介されたら必ず連絡を入れ、早めに事前打ち合わせ行いましょう。
- 打ち合わせで使用する「事前打ち合わせ票」はマッチング後にお送りします。
- 必ず援助するお子さんが同席して打ち合わせを行ってください。
- 習い事の送迎等で、援助当日に報酬の支払いができない場合、受け渡しの方法を会員間で十分確認してください。
- チャイルドシートが必要な場合は、利用会員がご用意ください。
- 事前打ち合わせが終了したら、速やかに事務局に報告を入れてください。

●援助活動の留意点（手引き P14）

- 見知らぬ人に預けられることで、お子さんは不安になります。預ける前に、その理由をできるだけ分かりやすくお子さんに説明しておいてください。
- お子さんを預ける際、事前に健康状態を確認しましょう。

●病気時の援助について（手引き P17～20）

- 熱などの症状のあるお子さんは預かることができません。 保育施設からの緊急の呼び出し時のみ、短時間（1～2 時間以内）の預かりを行うことは可能です。
- 病気回復期（主な症状が治まった状態）にお子さんを預けるときは、急変に備え、常に連絡が取れるようにしておき、急変した場合はすぐに迎えに来られるようにしてください。

以上について確認した上で、仙台すくすくサポート事業へ入会を申込みます。

令和 年 月 日

氏名： _____

(事務局使用欄)

※ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。
活動の手引きは仙台市ホームページに掲載しています。
こちらの二次元バーコードからもダウンロードできます。⇒

